

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 2 号

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年茅ヶ崎市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 1 2 . 5」を「1 0 0 分の 2 1 5」に、「1 0 0 分の 2 3 7 . 5」を「1 0 0 分の 2 3 5」に改める。

(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 3 3 年茅ヶ崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 8 0」を「1 0 0 分の 1 7 7 . 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 1 8 5」を「1 0 0 分の 1 8 2 . 5」に改める。

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第 3 条 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「（医療職給料表の適用を受ける会計年度任用職員にあつては、同条第 3 項に規定する割合）」を削る。

第 5 条中「（医師である会計年度任用職員にあつては、同条第 3 項に規定する割合）」を削る。

第 1 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改める。

第 1 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。